

## <報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和 6年 9月 4日

### 利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案 に対する県民コメント（意見聴取）の実施について

埼玉県では、「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」の変更手続（主な変更内容は一級河川新方川の整備内容）を行っています。

この河川整備計画で対象とする利根川水系中川・綾瀬川ブロックには35の一級河川（県管理）があり、これらの河川の治水、利水、環境等について、目標と実施に関する事項を定めています。

河川整備計画の作成・変更にあたっては、河川法に基づき、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされているため、県民コメント制度により、県民の皆さまから広く御意見を募集することとしました。

#### 1 意見募集の対象

「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案」

#### 2 対象河川

中川、綾瀬川、毛長川、辰井川、毛長川放水路、伝右川、一の橋放水路、古綾瀬川、深作川、大場川、第二大場川、垢川、元荒川、星川、野通川、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、原市沼川

#### 3 意見募集期間

令和6年9月4日（水曜日）から令和6年10月3日（木曜日）  
17時15分必着（郵送の場合は当日消印まで有効）

#### 4 原案の縦覧場所

募集期間中（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）は、以下の場所において、「原案」、「原案変更部分対比表」の縦覧を行っています。

県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所、さいたま市役所、川口市役所、越谷市役所、熊谷市役所、行田市役所、

加須市役所、春日部市役所、羽生市役所、鴻巣市役所、上尾市役所、草加市役所、  
桶川市役所、久喜市役所、北本市役所、八潮市役所、三郷市役所、蓮田市役所、  
幸手市役所、吉川市役所、白岡市役所、伊奈町役場、宮代町役場、杉戸町役場、  
松伏町役場

※原案は埼玉県のホームページでも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>